

熊本市職員特殊勤務手当支給条例の一部改正について

熊本市職員特殊勤務手当支給条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

熊本市職員特殊勤務手当支給条例（昭和 28 年条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 9 の項中

「

(6) 消防局に勤務する救急救命士が救急救命に関する業務に直接従事したとき。	1 当務につき 800 円（日勤者にあつては、勤務 1 日につき 400 円）
--	---

」

を

「

(6) 消防局に勤務する救急救命士が救急救命に関する業務に直接従事したとき。	1 当務につき 800 円（日勤者にあつては、勤務 1 日につき 400 円）
(7) 消防職員が消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 45 条第 1 項	日額 2,160 円

に規定する緊急消防援助隊として 災害が発生した市町村に出動し、同 法第44条第1項に規定する消防 の応援等に直接従事したとき。	
--	--

」

に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(提出理由)

消防職員が緊急消防援助隊として消防の応援等に直接従事したときの消防手当を追加するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。